

四日市市告示第152号

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第9項の規定により、次のとおり、市民緑地の公告をする。

令和8年3月31日

四日市市長 森 智 広

- 1 市民緑地の名称 初瀬ビオトープの谷市民緑地
- 2 市民緑地の区域
四日市市智積町字小龍谷3064、3065-1、3066-1
智積町字初瀬4674、4687、4688
- 3 市民緑地の管理期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(都市整備部公園緑政課)